

[Tweet](#)

令和6年11月18日
金融庁
内閣府地方創生推進事務局

「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等の公表について

1. パブリックコメントの結果

「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（案）」等につきまして、令和6年9月17日（火曜）から令和6年10月17日（木曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2先（個人・団体）より計3件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する考え方は、（[別紙1](#)）を御覧ください。

2. 公布日等

本府令は、本日付けで公布されており、「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条に関するガイドライン」と併せて、本日から施行・適用されます。

3. その他

なお、本府令各条に規定する特例は、国家戦略特別区域会議が作成して内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域に係る区域計画に特定事業の実施主体として定められた者にのみ適用されることになります。

特定事業を実施しようとする事業者は、国家戦略特別区域会議が定める手続きに従い、構成員公募への応募又は自己を当該特定事業の実施主体として加えるための申出を行う必要があります。構成員公募等が行われる場合には、以下のWebサイトで公表されます。

【内閣府HP：国家戦略特区 構成員等公募の状況】
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/koubo.html>

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
企画市場局総務課信用制度参事官室（内線：3581、3596）
※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

（別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する考え方](#)

（別紙2）  [金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令](#)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

(別紙 3)  [金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条に関するガイドライン](#)

(別紙 4)  [金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条に関するガイドライン別紙様式](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセス F S
A
(金融庁広報誌)

利用規約・免責事項/著作権

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

アクセス

御意見、お問い合わせ

各種情報提供サービス (FDINET等)

関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000